

派遣・請負労働者の権利守れ 首切り反対

派遣・請負労働者の首切りやめよ
組合に入り雇用守ろう

不況対策に
ため込み利益を労働者に還元せよ

1兆円以上のため込み利益をもつ自動車、電機産業で「輸出減」を理由の派遣や期間工などの解雇が大きな社会問題になっています。東芝の四日市、北九州、大分、岩手やマイコンIC外部ICセンター等の半導体工場、携帯電話の日野工場、パソコンの青梅工場などでも、派遣・請負労働者の解雇、正社員の出向や退職の強要が起きています。

輸出頼み、経営失敗の責任をとらず 労働者や下請会社にしわよせするな

新潟の東芝ホームテクノで解雇された派遣労働者は、青年ユニオンに加入して闘っています。川崎の東芝半導体技術センターの派遣労働者は「違法派遣・偽装請負・セクハラ」の三重苦の扱いを受け、派遣先の東芝に「労働条件の改善を求めたら雇い止め」され、電機ユニオンに加入して派遣元と団体交渉し、東芝を労働局に訴えてたたかっています。

東芝の職場を明るくする会ホームページには、「派遣切り・解雇はヒドイ、東芝の正社員にしてほしい」というメールが寄せられています。

「東芝大分工場の製造長から『頑張れば、正社員になれるよ』と言われ続け派遣が5年になります。ところが会社は赤字を理由に、本格的な派遣切りを始めています。いくらなんでも年収200万以下で働かせておいて解雇という扱いはヒドイですよ。」

「東芝日野工場で携帯電話用ソフト設計をしてきましたが、1ヶ月後の契約打ち切りを通告され、次の仕事が見つからず困っている」

契約期間途中の解雇は違法

派遣・パート・請負労働者にたいする差別待遇は許せません。

東芝の西田社長は、「08年下期には経常利益2000億円を達成する」として東芝と関係会社で次々と派遣切りを始めていますが、一方的な解雇は違法であり許されません。

労働契約法17条1項

「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において労働者を解雇することができない」

誰でも一人でも加入できる 組合に加入して生活守ろう

いすゞ自動車から解雇通告された期間工の労働者は労働組合（JMIU）を結成して栃木と神奈川で闘いに立ち上がりました。

NECではリストラにあった管理職が電機ユニオンに加入して会社と交渉し、転籍や退職強要をやめさせ管理職としての雇用を守っています。

東芝の京浜事業所では、偽装請負から「派遣」にかわった原子力機器を扱う熟練労働者の雇用を継続し、待遇を切り下げずに正社員化をすすめて、3年以上勤めた派遣社員の正社員化で雇用不安をなくすべきです。

いまこそ「仕方がない」とあきらめず、組合に加入し、生活を守るため力を合わせましょう。

東芝は東京地裁判決に従え 東芝深谷の液晶開発技術者 重光さんの解雇撤回を

東京地裁は、業務上の過労うつ病解雇裁判で、「東芝の解雇は違法」「損害賠償金を支払え」という重光さんの訴えを認める勝利判決を出しました。しかし、会社は判決に従いません。**重光さんへのご支援を！！**

労災不支給事件の裁判

12月22日 東14時から16時

東京地裁 831法廷

詳細はホームページ参照

電機ユニオンに加入し生活を守ろう

電機ユニオン：TEL 03 - 3456 - 6006、FAX 3451 - 3595